平成29年第7回 松山市教育委員会定例会

(家串事務局次長)

ご起立願います。

一同礼。

(一同)

よろしくお願いします。

(家串事務局次長)

ご着席ください。

(教育長)

ただいまから平成29年第7回松山市教育委員会 定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

まず、本日の会議録署名人に松本委員を指名いたします。

ここでお知らせいたします。

本日の教育委員会定例会には、2人の傍聴を許可しておりますので、ご報告を申し上げます。

あわせて、カメラ等の撮影も許可しております ので、申し上げておきます。

傍聴人に申し上げます。

教育委員会の傍聴にあたっては、議案・報告等 案件に対して賛成あるいは反対の意見表示をした り、会議の妨害となる行為をすることは禁じられ ております。

規則等に基づき非公開の議決があった時には、 一時的に退席をしていただきます。

また、規則等に違反する場合は、退席を命ずることがありますので、申し上げておきます。

それでは、議事に移ります。

日程第1 議案第17号「松山市立図書館協議会 委員の委嘱について」を議題といたします。

重松中央図書館事務所長から説明を求めます。

(重松所長)

中央図書館事務所でございます。

よろしくお願いいたします。

議案第17号「松山市立図書館協議会委員の委嘱 について」ご説明いたします。

資料1ページをご覧ください。

図書館協議会は、図書館法第14条の規定によ

り、公立図書館に置くことができる機関であり、 図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるととも に、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対し て意見を述べることができる機関となっておりま す。

松山市立図書館では、同法第15条及び第16条並 びに松山市立図書館条例第5条の規定により図書 館協議会を設置しております。

この度、図書館協議会委員の任期が平成29年7 月11日で満了となるため、今回、13名の方を委員 として選出いたしました。

このうち、新任の方が5名となっております。 2ページ目をご覧いただけますでしょうか。

新任の委員についてですが、まず、中学校長会での図書館担当校長が、松山市立西中学校長の高田誠先生から、旭中学校長の山本裕司先生に交代されております。

また、松山市立幼稚園 教育研究協議会 会長が、荏原幼稚園長の眞田道郎先生から、三津浜幼稚園長の大江保先生に交代されています。

さらに、松山市小中学校PTA連合会からは、 髙田智世さんが、龍田香奈さんに交代されました。

そのほか、松山子ども文庫連絡会会長の宮内統代さんに委員を委嘱していましたが、松山子ども文庫連絡会が解散したことから、今回、お引きになられたため、後任の委員として、児童文学に見識のある方という観点から、県内で初めて絵本専門士として認定を受けられました、菅弥和乃さんに委員をお願いしたいと考えています。

次に、学識経験者ということで、松山大学図書館からは、大学図書館運営委員である村田毅之先生から、今回、松山大学図書館長の妹尾克敏先生に委員をお願いしたいと考えています。

そのほか、前期から継続の方が8名で、計13名 の委員構成となっております。

任期は平成29年7月12日から2年間となりま

以上で説明を終わります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(教育長)

はい。以上で説明は終わりました。

この件に関して、何かご意見等はございません でしょうか。 (一同)

なし

(教育長)

よろしいでしょうか。

意見もないようでございますので採決をいたします。

それでは、議案第17号「松山市立図書館協議会委員の委嘱について」を原案どおり決定することについてご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第2 議案第18号「松山市教育支援 センター条例施行規則の一部改正について」を議 題といたします。

沖広教育支援センター事務所長から説明を求め ます。

(沖広所長)

教育支援センター事務所でございます。

よろしくお願いします。

議案第18号「松山市教育支援センター条例施行 規則の一部改正について」ご説明いたします。

資料の4ページをお願いいたします。

青少年育成支援委員の任期は、松山市教育支援 センター条例施行規則第4条第4項に、2年と規 定しており、地域の支援委員については、2年ご とに全校区から公民館長と小中学校長の推薦を受 け、3月の定例会にて議案承認していただいてい ます。

その際の任期は4月1日から2年後の3月31日で委嘱しておりますけれども、家庭や仕事の事情などにより推薦予定者が決まらないため、4月1日に間に合わず、それ以降に委嘱する場合は、任期にずれが生じることがあります。

育成支援委員の活動は、個人ではなく、各校区 単位で概ね7・8名で地域の子どもたちの見守り や声掛けを行うことから、任期の最後を同じ日に 統一し、委員の連携をさらに深め、積極的な巡回 活動を推進するために、任期を2年以内で教育委 員会が定める期間と改めるものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

この件に関して、何かご意見等はございません でしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

よろしいでしょうか。

他に意見もないようでございますので採決をい たします。

議案第18号「松山市教育支援センター条例施行規則の一部改正について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第3 報告第12号「公民館長補佐の 任命について」を議題といたします。

渡部地域学習振興課長から説明を求めます。

(渡部課長)

地域学習振興課でございます。

よろしくお願いいたします。

まず、お手元の資料6ページをお願いいたしま す。

報告第12号「公民館長補佐の任命について」ご 説明いたします。

公民館の館長補佐は、社会教育法第28条第1項 及び松山市公民館運営内規第4条第1号により、 教育委員会が任命をしておりますが、次の方を教 育長の専決により、館長補佐に任命しましたの で、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項 に基づき報告するものでございます。

本件では、久枝公民館館長補佐、二宮康夫さんが、一身上の都合により、退任したことに伴い、その後任として、同館の運営審議委員をされていた林裕一さんを任命いたしました。

なお、任期は前任者の残任期間の平成31年3月31日までとなっております。

以上で報告を終わります。

(教育長)

はい。以上で説明は終わりました。 この件について、何かご意見等はございません か。

(牛山委員)

はい。

(教育長)

はい、どうぞ。

(牛山委員)

公民館長補佐という役職は、どの公民館にも置かれているのか、特別必要とするところだけに置かれているのか、教えてください。

(渡部課長)

公民館長補佐は、いずれの公民館にも置かれて います。

(牛山委員)

それはやはり館長さんと館長補佐さんで役割分担があるということなのでしょうか。

それとも、館長さんのお仕事が重たいから、そ のサポートという形なのでしょうか。

(渡部課長)

館長補佐は、館長を補佐し、館長に事故があるとき、また欠けるときにはその職務を代理すると 規定されておりますので、館長補佐には役割がご ざいます。

(牛山委員)

はい、ありがとうございました。

(教育長)

よろしいでしょうか。 その他ございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、報告第12号「公民館長補佐の任命について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

次に、日程第4 報告第13号「公民館運営審議 会委員の委嘱について」を議題といたします。

渡部地域学習振興課長から説明を求めます。

(渡部課長)

地域学習振興課でございます。

よろしくお願いします。

続きまして資料 9ページをお願いします。

報告第13号「公民館運営審議会委員の委嘱について」ご説明いたします。

各公民館の事業計画や管理運営等を審議する公 民館運営審議会委員は、教育委員会が委嘱するこ ととなっておりますが、今回、教育長の専決によ り委嘱しましたので、松山市教育委員会事務委任 規則第2条第2項に基づき報告するものでござい ます。

新たに委嘱した委員は、「就任者氏名等」にございます、1段目の任期満了に伴う改選で委嘱した方が6名、2段目の委員の変更で委嘱した方が4名で合計10名の委員の委嘱となります。

まず、任期満了に伴う改選では、湯山公民館の 笠崎優介さん、新玉公民館の山田雄士さん、雄郡 公民館の竹本修二さんの他3名の方については、 各学校のPTAや地区社会福祉協議会等の役員の 異動に伴うもので、任期は、平成29年5月15日か ら2年間の平成31年5月14日までとなっておりま す。

次に、委員の変更に伴う委嘱として、まず、五 明公民館の小林修さんは、五明校区PTA会長の 経験もあり、また、愛媛大学の准教授であること から学識経験者として前任の方から交代するものです。

次に、久枝公民館の羽澤知加子さんは、前任の 林裕一さんが、先ほど、ご報告申し上げましたよ うに、公民館長補佐へ就任したことに伴い 退任したためでございます。

次に、久米公民館の藤井通人さんと仙波実穂さんの二人については、久米中学校PTA役員の交代に伴い前任の方が退任したためでございます。

なお、いずれの任期も平成31年3月31日まで と、前任者の残任期間となっております。

以上で報告を終わります。

(教育長)

はい。以上で説明は終わりました。 この件に関し、何かご意見等はございません か。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、報告第13号「公民館運営審議会委員 の委嘱について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

はい。ご異議なしと認めます。

次に、日程第5 報告第14号「学校評議員の委嘱について」を議題といたします。

大本学校教育課長から説明を求めます。

(大本課長)

学校教育課の大本です。

よろしくお願いいたします。

それでは、資料11ページをお願いします。

報告第14号「学校評議員の委嘱について」ご説 明いたします。

学校評議員制度は、地域社会に開かれた学校づくりを一層推進していくために設けられたもので、松山市立幼稚園管理規則第18条第3項及び、松山市立学校管理規則第15条第3項の規定により、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項

に基づき報告するものです。

今回、平成29年6月30日、任期満了に伴う改選を行い委嘱したもので、平成29年度に各小中学校、幼稚園から推薦された学校評議員は合計607名で、その任期は平成29年7月1日より平成30年6月30日までの1年間となっています。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

(教育長)

はい。以上で説明は終わりました。

人数が多いので、少しお目通しをいただければ と思います。

(一色委員)

1 点だけ。

(教育長)

はい。一色委員。

(一色委員)

学校評議員の任期が、管理規則では1年となっておりますが、これはなぜ1年なのか、もし分かれば教えていただきたいのですが。

これは子どもさんが卒業する関係があるから1 年としているのか。

普通、委員の任期というのは2年というのが多いのですが、なぜ1年なのでしょうか。

(大本課長)

教育委員さんがご指摘のような、特別な意図というものはございませんが、ただ毎年校長の求めに応じて意見を聴くというところで、年度によっては校長も変わりますので、学校評議員さんの推薦者も変わるということもありうるというところで、任期は1年としておるところでございます。

(一色委員)

はい。分かりました。

(教育長)

よろしいですか。はい、豊田委員。

(豊田委員)

評議員さんの数が10名以内とされておるのですが、これを見ると3名から、一番少ない学校で3名、多い学校で10名ですね。

学校規模とか地域の実情によって、人数が当然 変わってくるのだとは思うのですけれど、学校の 規模や地域に基づいてというふうにはあまり思え ない。

最初からずっと人数で固定されてしまっているような気がするのですが、ある程度人数を見直していくというか、考えていかないといけないのではないかと。

個人的にもう何年も続いているという方もいらっしゃるので、ある程度見直しも必要なのではないかという気がいたします。

今回、選任された方々についてどうこうという ことではありません。

(大本課長)

今ご指摘いただいたことについては、また各学 校へ啓発をしていきたいと思います。

あとは学校評議員につきましては、校長の推薦により、教育委員会が委嘱をするという形になっておりますので、校長の判断のもと、そういった人数がでてきたといったところで対応をしていますが、豊田委員の意見を踏まえて、今後そういったご意見もあるということで、各学校、校長には啓発をしていきたいと思っております。

(教育長)

よろしいでしょうか。

それでは、報告第14号「学校評議員の委嘱について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

はい。ご異議なしと認めます。

次に、日程第6 報告第15号「松山市立子規記 念博物館協議会委員の委嘱について」を議題とい たします。

加地子規記念博物館所長から説明を求めます。

(加地所長)

文化財課 子規記念博物館でございます。

それでは、資料24ページをお願いいたします。 報告第15号「松山市立子規記念博物館協議会委

報告第15号「松山市立子規記念博物館協議会委員の委嘱について」説明をさせていただきます。

去る5月9日に開催されました定例会で、協議会委員の任命の決定を頂いておりますが、新たに1名の委員を委嘱しましたので、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、今回報告するものでございます。

新しく委嘱いたしましたのは、氏名のところに 記載しております、髙岡周子氏でございます。

髙岡周子氏は、先月6月11日の松山俳句協会総会で、新たに会長に就任されました方でございます。

任期は、平成29年7月1日から平成31年6月30日までの2年間です。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

(教育長)

はい、以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

よろしいでしょうか。

それでは、報告第15号「松山市立子規記念博物館協議会委員の委嘱について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

本日の予定の日程は以上となりますが、何か他に委員からご意見や質問がありましたら、お願いをいたしたいと思います。

(一同)

なし

(教育長)

特にないようでございますので、以上をもちま して本日の日程は終了をいたしました。

これにて、平成29年第7回定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

(家串事務局次長)

ご起立願います。

一同礼。

(一同)

ありがとうございました。